

**令和6年度 富田林市男女が共に生きやすい
社会づくりを推進する審議会議事録**

●開催日時:令和6年10月15日(火)午後3時～5時

●開催場所:富田林市役所3階 庁議室

●審議会委員

栗田 昌	大阪大谷大学
田中 浩子	(有)フェミニストカウンセリング堺 所属カウンセラー
星野 智子	大阪緑涼高等学校
和田 美智代	大阪経済大学
平井 誠	河内長野公共職業安定所 所長 [欠席]
山本 裕幸	大阪法務局富田林支局 総務課長 [欠席]
森若 智子	市立喜志小学校 校長
鶴岡 弘美	市民公募委員(男女共同参画リーダー養成講座修了生)
増永 みさえ	市民公募委員(男女共同参画センター登録グループ)
山口 純弘	市民公募委員(一般公募) [欠席]
伊東 賢伸	若者会議参加者より選出

●議事次第

1. はじめに

2. 議事

案件1 第3次富田林市男女共同参画計画 令和5年度実績報告書(案)について

案件2 第3次富田林市男女共同参画計画 第3期実施計画(案)について

案件3 第4次富田林市男女共同参画計画策定に向けたアンケート(案)について

3. その他

<議事録>

事務局

～委員紹介～

～部長あいさつ～

～事務局紹介～

次に、本日の会議ですが、委員の過半数のご出席がございますので、本審議会規則 第6条第2項の規定に基づき、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、審議会規則第5条に、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とありますので、これより会長・副会長を選出いただきたいと思います。自薦または他薦がございましたらお願いいたします。

ご意見ないようですので、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。

では、長年、本市の男女共同参画施策の推進にご協力をいただいております、和田委員に会長を、副会長には星野委員に就任をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、会長は和田委員に、副会長には星野委員にお願いしたいと思います。お二人は、お席の移動をお願いいたします。

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、和田会長より一言ご挨拶いただけますでしょうか。和田会長、お願いいたします。

和田会長

～会長あいさつ～

会長に推薦していただきました和田でございます。よろしくお願いいたします。

富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会なんですけれども前の段階で古橋エツ子先生から、長年男女、女性の地位とかそういったところの社会的な貢献をたくさんしておられる先生から私が引き継いでこちらの審議会に参加させていただいております。平成 23 年から現在の審議会の形になっておりますがその頃から会長を引き受けさせて頂いております。お役に立てるか分かりませんが、またこの度も会長をさせていただくことになりました。新しい委員さんが多いですけれども、私がこちらに参加させていただいた時から、ずっと協力していただいている委員さんも数名来ていただいているので大変心強く思っております。新しい委員さんの新しい意見、長い活動を知っていらっしゃる委員さんも含めて今年度から新しい審議会、富田林市のために少しでもお役にたてればいいかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

和田会長、ありがとうございます。ここで事務局から提案があります。本審議会規則 第 7 条に、「会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる」とあります。今期の審議会は、次期基本計画の策定を控え、また近年、DVと児童虐待の連携を密にとることが求められていることから、事務局として、今後この審議会に、富田林子ども家庭センターにオブザーバーとして出席していただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか？和田会長、いかがでしょうか？

和田会長

このことは審議会規則第 7 条で私が決めなければいけないのですがぜひ委員の皆様のご意見を伺いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、次回審議会より、子ども家庭センターにオブザーバーとしての出席を求めます。

事務局

ありがとうございます。今年度の審議会は、本日のみとなりますので、次回子ども家庭センターにご出席いただく審議会は、令和7年度となります。

今回の審議会の内容を踏まえ、市民アンケートや審議事項について、子ども家庭センターより後日、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、審議に入る前に、本審議会について、これまでの経過等について、ご説明させていただきます。

事務局

～経過説明～

この審議会につきまして、ご説明させていただきたいと思えます。

この審議会につきまして、平成23年度から始まっております。この間毎年審議会を開催しておりましたが、令和2年度に第2期の実施計画をご審議していただいて以降、令和3、4、5年と、開催を見送ってまいりました。令和3年度はコロナの影響もございまして4、5年度は庁舎の建て替えがございまして人権・市民協働課はすばるホールに仮移転をしております。その関係上、庁内とは違う場所で業務を行っていることが一つございます。

それと今年の4月に多文化共生・人権プラザという新しい施設ができました。こちらの方は以前の「人権文化センター」の建替えによるものですが、その施設の管理が人権・市民協働課の管轄する施設となりました。それにもないまして多文化共生・人権プラザの中にこれまですばるホールの中にありました「男女共

同参画センターウイズ」を移転をしまして今後事業を充実させていきたいと考えているところです。

こういった内部的な諸事情もございまして令和 3, 4, 5 年度の開催ができなかったのですが令和6年度以降の開催につきましては第4次男女共同参画計画ウイズプランの策定もありますことから、来年度も引き続き毎年開催してまいりたいと考えておりますので委員の皆様には引き続きよろしくお願いいたします。

それでは本日の資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

次に、本市では、「会議の公開に関する指針」に基づきまして、会議の傍聴を認めておりますが、本審議会も傍聴を認めることとしてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、本審議会については、今後、傍聴を希望する者がいる場合、傍聴を認めることといたします。なお、本日は、現在のところ傍聴される方はおられません。

また、会議録作成のため、録音をさせていただきますが、会議録の公開については、委員名を実名で公開することとしてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、議事録については、実名で公開することといたします。本日は、3つの案件について、ご審議いただきます。

案件1、第 3 次富田林市男女共同参画計画 令和 5 年度実績報告書(案)について。

案件2、第 3 次富田林市男女共同参画計画 第 3 期実施計画(案)について。

案件3、第 4 次富田林市男女共同参画計画策定に向けたアンケート(案)についてです。

それでは、これからの議事進行につきましては、和田会長にお願いしたいと思います。和田会長、よろしくお願いいたします。

和田会長

それでは限られた時間でございますので、委員の皆さまのご協力を得て、進めてまいりたいと思います。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

早速、議事に入らせていただきます。案件1「第 3 次富田林市男女共同参画計画 令和 5 年度実績報告書(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

第3次富田林市男女共同参画計画ウイズプラン 令和5年度実績報告書(案)

について、ご説明させていただきます。

令和5年度は、第2期実施計画の3年目です。この報告書は、各課からの報告を、第2期実施計画の内容に照らし、実施事業をまとめております。いろいろな施策にまたがる事業もあり、再掲としているものもございます。

それでは、令和5年度に実施した事業のうち、まずは新規事業や注目の事業を中心に、ご説明させていただきます。

それでは、3ページ「④子育てのための支援体制の充実」の新規事業といたしまして、上から二つ目の項目ですが、「◆見守りおむつ定期便事業」です。

子育て世帯への経済的支援はもとより、特に孤立しやすく虐待リスクが高いといわれる0歳児の家庭を対象に、毎月おむつ等の子育て用品を届けながら、声掛けや見守りを継続することで、子育ての不安解消を図り、孤立や虐待の防止、早期発見を行いました。

また、ページは1つ戻りますが、同じく「④子育てのための支援体制の充実」の上から5つ目の項目、「◆育児ヘルパー事業」につきましては、妊娠中や出産後の家庭への支援といたしまして、家事や育児をお手伝いする育児ヘルパーの利用期間を8か月から12か月に拡充することで、産前産後の不安な時期に、より安心してもらえる制度となっております。

6ページに移りまして、「⑥家族介護者への支援の充実」の新規事業といたしまして、上から4つ目の項目ですが、「◆家族介護支援事業」です。

関係機関と連携しながら、市内の在宅介護支援センターが中心となって、在宅で介護を行う家族や在宅介護に関心のある市民に向けた、介護技術の講習会の、企画・運営を行いました。介護技術を習得することで、介護負担の軽減や、要介護者の生活の質の向上につながりました。

次に、その下の「◆緊急時短期宿泊サービス事業」です。在宅の高齢者を介護している人が、一時的に介護ができなくなった場合に、速やかな受入体制を整備することにより、介護家族等の緊急時における介護負担の軽減と、要介護者等が安心して在宅での生活が継続できるよう支援を行いました。

7ページに移りまして、上から6つ目の「◆高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業」です。

認知症等による一人歩きなどで外出先から帰宅できなくなる可能性がある人の衣類や靴、杖などの持ち物に貼っておくことで、万が一行方不明になった時にフリーダイヤルとIDで検索を依頼した家族と連絡を取り合うことができる「みまもりあいステッカー」の初期費用を補助するものです。

高齢者が行方不明になったときに、発見者がステッカーに記載のフリーダイヤルに電話をすると転送システムにより個人情報を保護した状態で、事前に登録している家族などに直接電話が繋がるシステムで、アプリを使って、地域の協力者へ行方不明高齢者等の情報を発信し、検索を依頼することもでき、高齢者やその家族の安心につなげました。

次に、その下の「◆高齢者補聴器購入費助成事業」です。

加齢等による聴力低下により日常生活に支障のある高齢者が、補聴器を購入する場合に要する費用の一部を助成することで、社会参加や地域交流を促進させ、認知症やフレイル予防につなげました。

9ページに移りまして、「⑦市における「女性活躍推進法」に基づく取り組みの推進」の、上から5つ目の項目、「育児・介護休業取得の促進」で、育児休業取得時に代替臨時職員を配置することで、育児休業を取得しやすい環境づくりに取り組み、女性職員だけでなく男性職員の育児休業取得を促進しました。それにより、令和5年度の育児休業者20人のうち、女性職員が12人、男性職員が8人となりました。

令和4年度の育児休業者は、女性職員が27人、男性職員が6人であったことから、さらに増加しております。なお、平成18年度には、本市で初めて男性職員の育児休業取得者が2人ありましたが、それ以降男性職員に育児休業取得者がなく、その後、平成28年度には2人、平成29年度には3人、平成30年度は1人、令和元年度は2人、令和2年度は2人、令和3年度は7人でした。近年では、男性の育児休業取得が、当たり前になってきていると考えます。

17ページに移りまして、「⑩高齢者や障がい者(児)への支援」の、新規事業といたしまして、下から3つ目の「◆朗読講習会」です。

様々な障がいを持つ方々とのコミュニケーションの手段として、知識を取得し、ボランティアとして、交流を図りました。

ここからは、人権・市民協働課の取り組みについて説明させていただきます。まず、9ページに戻りまして、「⑦市における「女性活躍推進法」に基づく取り組みの推進」の、下から4つ目、「人権教育・啓発推進員研修」です。

各職場に「人権教育・啓発推進員」を配置し、業務で生じるさまざまな人権課題に積極的に関わるとともに、主体となって人権研修を実施するなど、各職場での人権教育・啓発において指導的な役割を担っています。その推進員に対し、人材養成と支援を行うため研修を実施しており、令和5年度は、現役の高校教師でもあります肥下彰男(ひげ あきお)氏をお招きし、「反貧困学習とは何か～行政の役割～」をテーマに行いました。

貧困の連鎖を解決すべく府内高等学校で取り組まれている「反貧困学習」を通じて、人権が法律や制度によって保障された権利であることや、子育て世代の女性労働者の非正規雇用率やシングルマザーを例に現代的な貧困を生み出している社会構造について、市職員が理解を深め、行政の役割についてお話をいただきました。

11ページに移りまして、「⑫女性リーダーの育成と登用のしくみづくり」の、「◆男女共同参画関連講座の実施」です。

女性が妊娠・出産にかかわらず、仕事と家庭の両立を選択するためには、育児休業取得に対する理解をはじめ、子育てや家事分担等の家庭における男性の参画

も必要であることから、男性が育児・家事に参画することの重要性を啓発するとともに、それぞれの家庭において育児・家事負担をシェアしていくためのきっかけとすることを目的とし、講座を実施しました。

1回目は、NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西より、堀恭平(ほり きょうへい)氏と三谷大(みたに だい)氏をお招きし、男性の育児や家庭への参画についての講義をいただき、参加者同士での意見交換等も行い、啓発と理解をすすめました。

2回目は、料理教室を開催し、仕事帰りでもできる簡単な作り置き料理を実践しました。同じく、NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西より、堀恭平氏にお越しいたいただき、ハンバーグや鶏皮ポン酢、無水力レーなどを作りました。無水力レーは、炊飯器で作ることができるもので、工夫次第で楽しく手軽に調理ができることを体験し、家事参加へのさらなる意欲を見せていました。

3回目は、助産師である、藍野大学短期大学部 梅川 弘子(うめかわ ひろこ)氏をお招きし、ベビーマッサージを実施しました。普段は母親と過ごすことが多い赤ちゃんが、マッサージを通じて父親と触れ合う時間をつくることができました。参加者からは、これまでよりももっと主体的に育児に取り組みたい、との声がありました。

3回の講座の合計参加者は16名でした。

男性の家事時間増加を計画の指標のひとつとしておりますので、今後も男性の家庭への参画について、取り組みを進めてまいります。

20ページに移りまして、「⑰複雑・多様化する生活課題等に対する支援」の一番上の「◆女性の悩み相談」です。

月に3日、本審議会へも委員として参加いただいております、フェミニストカウンセリング堺のカウンセラーにより、女性のあらゆる相談に対応いただいております。

延べ相談人数は101名で、継続して利用されている方が多くいらっしゃいますが、令和5年度に新たに相談に来られた方も、21名おられました。

次に、「◆女性のための特設電話相談」です。4月の若年層の性暴力被害予防月間や、6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、特設の電話相談を実施しております。

相談件数が2件と少ないため、効果的な周知方法を検討する必要があると考えております。

22ページに移りまして、「⑲あらゆる暴力を許さない意識づくり」の「◆啓発冊子の作成・配布」です。

毎年テーマを決めて様々な人権課題について取り上げ、人権啓発冊子を作成しております。

令和5年度は「みんな違ってあたりまえ」というタイトルで、相手の文化や言葉、見た目などを理由とした差別や偏見が存在していることから、身近な事例から、

多様な文化や言葉、見た目など、お互いを認め合うことについて発信しております。

24ページに移りまして、「②配偶者等からの暴力の防止対策の推進」の、「◆富田林市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議」です。

本市の各担当部課と、関係する機関と連携をとり、本市におけるDV被害者の支援にあたるために、年に2回、開催しております。

代表者・実務者合同会議では、大阪府女性相談支援センターの職員を招いて、「DV被害者の支援と視点」をテーマに、DV被害者の支援の際に、本人やこども等の対応において気をつけることなどについて、研修を実施いたしました。

また、実務者会議では、弁護士角崎恭子(かどさき きょうこ)氏をお招きし、「DV被害者支援について」をテーマに、DV防止法の改正や架空事例のケース検討について、お話していただきました。

25ページに移りまして、「③男女共同参画に関する情報提供の推進」の上から3つ目、「◆啓発リーフレットVividの編集発行」です。

令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」をテーマに、新しい法律の説明や、女性の抱える困難や原因について触れ、啓発冊子を作成しました。

続いて、「◆啓発事業「男女共同参画フォーラムBe-inひろっば」の開催」です。

平成2年度から毎年、公募による実行委員で構成された実行委員会により、男女がともに生き生きとした人生の過ごし方等について考える機会を提供するため、準備から報告書作成までを行いました。

全体会では、子どもWAKUWAKUネットワーク理事長の、栗林 知絵子(くりばやし ちえこ)氏をお招きし、「子ども食堂がある地域の未来」をテーマに、子どもの貧困の背景には親の貧困があることや、子どもが自立するためには、発達期に十分な依存体験をすることによって、人への基本的信頼感を育むことが大切だと言われているため、地域で見守っていくことが必要であること、などをお話いただきました。

また、男女共同参画活動団体、2団体による分科会も開催し、「プレイバックシアターで自分らしさ再発見～女性のためのワークショップ～」、「ハラスメントってなに？日常の生活から考えよう」をテーマに、それぞれ実施されました。

29ページに移りまして、「⑤地域における男女共同参画の促進」の上から2つ目ですが、「◆男女共同参画センターウィズ連絡会ウィズネット研修会」です。

男女共同参画センターウィズ連絡会ウィズネットに参加しているグループ間の交流を進めるとともに、広く市民に活動の輪を広げ、グループおよびウィズネットの活動を活性化することを目的にしており、ウィズの多文化共生・人権プラザへの移転を踏まえ、本市における男女共同参画推進の経過を振り返りながら、改めて男女共同参画やジェンダー平等の意義を考える機会としました。

32ページに移りまして、「㊦男女共同参画の学習の推進」の上から9つ目の項目ですが、「◆男女共同参画活動助成金制度の充実と周知」です。

男女共同参画に関する講座などに参加した場合、参加費用の一部を開催会場に
応じて1人あたり年3回まで助成します。

また、男女共同参画に関する啓発、学習、相談、調査、研究、出版などの事業を行
った場合に、講師謝礼、会場使用料、印刷費などの経費について、1回3万円を上
限に、年1回まで助成します。

これらについては、広報にてPRを掲載し周知を図っており、令和5年度につ
いてはいずれも利用がありませんでしたが、今後も継続して周知を図ります。

さいごに、「㊧審議会等への女性登用の推進」ですが、最後のページの資料1を
ご覧ください。

本市では、第3次富田林市男女共同参画計画で、社会の指導的地位に占める
女性の割合を、30%にすることを目標にしております。昨年度の本市の女性
の参画率は36.4%と、目標を達成しております。令和4年度の34.9%と比較
しましても、さらに1.5%増加しました。

しかしながら、市営葬儀対策委員会や市文化振興基金審査委員会では、女性委
員が0となっており、担当課としても女性委員の登用に向けて努力をしていると
ころではあります。その分野に専門性のある女性委員が見つけれないこと
に苦慮しているのが現状のようです。

当課としましては、引き続き積極的な女性登用を働きかけていきます。

加えて、委員派遣を要請する関係機関・関係団体等に対しても、積極的な女性の
参画の場の提供について、理解を求めることや、地域で活躍する女性リーダーを
発掘、支援するなどにより、すべての審議会等で目標達成に向けた取り組みを進
めてまいりたいと思います。最終的に、当課として目指すところは、性別にかか
わらず、活躍することができる社会です。

以上、令和5年度実績報告書(案)の事務局説明を終わらせていただきます。

和田会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご
質問等をお願いいたします。

土井部長

最後の女性登用の話で11番ですね、市営葬儀対策委員が令和5年度は0%と
いう結果になっておりました。環境衛生課は市民人権部になります。今年度は3
名の女性委員を見つけることができたと報告いただいております。まだ審議
会が開催されておりませんが、またこれからも女性登用ということで尽力する
ということを報告いただいております。

和田会長

はい、ありがとうございます。

資料1、一番最後のページの52番と53番小学校の給食委員会と中学校の給食委員会で小学校のほうは、すごく男女差があると思うのですが、たまたまこうなっているのでしょうか。

事務局

担当課に確認をしておりますので、確かにおっしゃっておられるとおりでと思います。この後担当課に確認させていただいて結果をご報告させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

栗田委員

資料1に我々のこの審議会は載っていないのでしょうか。

事務局

昨年度の実績(令和6年4月1日時点)で昨年度は開催しておりませんのでこの資料には入っていない形になっております。

増永委員

3ページにあります新規事業で見守りおむつ定期便はよく聞いていて子育てをされているご家庭のほうからいろいろな声が聞こえてきますが申請者数が516件で対象世帯が537件ということで21件は対象なのに申請が無かったのか訪問できなかったのかというふうに理解したらいいですか。

和田会長

私も疑問に思いまして申請主義を取っているのか、ということなのかなと思います。

事務局

申請主義ではありまして担当課としては全員に申請していただきたいとは思っている状況です。ただなぜ全員にならないのかということは今はわからないのですが、経済支援もそうなのですが見守りも目的としたいところなので、目指しているところは全世帯というところなんです。

和田会長

一方的に行政のほうからは動かないのですか。申請主義でも構わないのですが、全世帯を目指すのであればアクションがあってもいいのかと思ったんですけど

事務局

タイミングがあるごとに案内をしている状況であって例えば、助産師さんがお家に行くときに案内していただいたり健診などのタイミングごとに案内はしていますので知らないということはないはずなんですけど、必要ではないということでも申請されない方も中にはいらっしゃるのかなと思います。

和田会長

布おむつにこだわりがあるなどの理由がある方もいらっしゃると思うのですが、どうしてもかなと思っただけなので、これがダメだというわけではないのですが、できたら確認をしてください。

事務局

分かりました。足りてない件数は、なぜ申請されていないのかということを確認させていただきます。

伊東委員

6ページになるのですが上から4つ目と5つ目、家族介護支援事業と緊急時短期宿泊サービス事業の人数や世帯数など具体的な数字が記載されていないのですが具体的な世帯や人数などはわかりますか。

事務局

家族介護支援事業のほうは61名、緊急時短期宿泊サービス事業のほうは7名と報告を受けております。

和田会長

同じページで下から4つ目の高齢者等位置検索性端末機こちらは新規の事業ではないにも関わらず利用者数が0件というのは、必要なところにはもういきとどいているので新規の申請は無かったのですか。

事務局

高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業が新規の事業でありまして、そちらが新しく始まったということを担当課より聞いていますのでそちらを利用して位置検索性端末機の需要が無くなっているのかなというところですよ。

和田会長

わかりました。ありがとうございます。

星野副会長

全体を拝見いたしまして、例えば33ページでしたら性的マイノリティなどが、この審議会、第3次富田林市男女共同参画計画、令和5年度実績報告書にふさわしい内容なのですが、他の報告は少し広がっていてこれが男女共同参画なのかということも含めて、すごく多岐にわたった報告になっていると思います。これまでそうされていたので、いいのかもしれないですけど、男女共同参画の中に入れていると本当に重要なものがぼやけてしまうのではないかなと思います。これが今後の課題になっていくと思います。男女共同参画の中で広げて各課に問い合わせて報告が上がってきたものを全部載せていると思われるのですが、これが男女共同参画なのかというものも含めてあるので、今後このようなありかたでいいのかというあります思いがあります。

また、実績報告書を作られたら是非それぞれの課から吸い上げてきた情報をそれぞれの課にもう一度フィードバックしていただきたいと思います。そうすると男女共同参画にはこういうものをあげるべきだったんじゃないかなとか、審議会で自分の管轄では女性委員が少ないが、他のところではパーセンテージが上がっているとか、それぞれの課で男女共同参画への理解が深まります。単に冊子を回されるだけではなくて、それぞれの課にフィードバックしていただいて理解を深めていただきたいというのが要望ではあります。

和田会長

実際には今まではそういうことはされていないのですか。

事務局

実績報告をまとめた分を各課に返してはいるのですが、ただフィードバックという意味ではここはこうしたほうがいいとかここはもうちょっと考えましょうとかそこまでは実際出来ていないところでありますので、一つ一つというと実際難しいと思うのですが、特にわかりやすいところで委員の数とか、そういったところから考えます。各課にフィードバックしないと聞いている意味がないと思いますので。

和田会長

フィードバックをすることになると業務が増えるので反発を買うということもあるかもしれないので、ちょっとハードルを下げてすぐに分かることとかあるいは想定される回答とか想定される理由とかちょっと厳密性が無くなるかもしれないと思うのですが無いよりはある方がいいので 求めていただけると簡単で効果が出るものがあるのかなと思うので、よろしくお願いいたします。

粟田委員

私も先ほど副会長さんがおっしゃった、いろんなことを盛り込みすぎという意見に賛成なのですが、一つには報告を書かれるときに男女共同参画に配慮しているんだという書き方が無いところがあってそれが問題ではないかと思います。

例えばですが、11ページの最初の方にいろいろな説明会や研修・セミナーで何人参加がありましたと書かれているのですが、私は男女別の人数を書いて欲しいと思います。女性の参加が全く無いのであれば載せる意味がないと思うので男女比率は各開催者で把握していると思いますのでそれを書いていただいたら、ここに載せている意味があるように思います。なぜここに男女共同参画を報告書として項目を挙げて書いているのかということが分かるような表記であれば納得できると思います。今すぐどうこうというわけではなく意見としてです。

それと資料 1 一番最後のページの所の右端の欄、公募委員の有無というところで、空白とマイナス(－)ではどう違うか教えてください。

事務局

特に空白とマイナス(－)に違いはございません。有るか無いかだけでございます。統一します。いただいたご意見についても積極的に考えて進めたいと思います。

鶴岡委員

一つは25ページの上から3つ目のところなんですけれど啓発誌ビビッドの編集発行のところで令和5年度として困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をテーマに冊子を作成したということが書かれています。令和6年度から困難な問題を抱える女性を支援に関する法律、困難女性支援法が実施されていると思いますけれども、富田林市としても、この困難女性支援法についての取り組みをより進めていくために、その前年度である令和5年度に、こういう啓発冊子を作ったということは、とても大切なことだなというふうに思っております。

また次の案件 2 のところで説明があるかもしれませんが、今後のこの男女共同参画の計画を、実施していく上で今年度からこういう法律も実施されることもあり、よりこの新しい計画を進めていく中で、この法律の趣旨とかです、特に大切にされている部分、今まで、売春防止法っていうのが、改定されてこの法律が出来ているということもありまして、内容的にも、売春防止だけでなく、本当にいろいろな女性が、困難を抱えるという、どの部分を困難と言うのかということも含めて、新年度の計画の中でも実施していく上で、ぜひ法律の趣旨を、いろんな施策の中に盛り込んでいただけたらなというふうに思っております。

事務局

新しくできる今回の実施計画もそうですし、第4次の基本計画についても、困難女性の問題については入れさせていただこうと思っています。委員さんの皆さんのご意見を聞きながら、どのように入れていったらいいかというの、考えていきたいと思っています。特に今年度に関しては女性のための弁護士無料相談というの、始まっておりまして、市としても少しずつ動いているかとは思いますが、今後ますます困難女性の問題を解決していくために、皆さんのお力をお貸しいただければと思います。よろしくお願いします。

和田会長

それでは、次の議題に入ります。

「案件2：第3次富田林市男女共同参画計画 第3期実施計画(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

ご説明させていただきます。

本市の男女共同参画施策の基本的な計画として、平成29年3月に10年計画としての現行の第3次市男女共同参画計画(ウィズプラン)を策定いたしました。

この計画を具体的にすすめていくために、3年ごとに実施計画を策定しており、今回、その第3期目として令和6年度から8年度までの、3年間の実施計画を策定してまいります。実施計画を策定するにあたり、昨年度の実績調査とあわせて、令和6年度以降の事業予定についても、各課に照会いたしました。

男女共同参画施策は、地道に継続していくべき事業であることから、目的達成により、事業を廃止するというものは、ほとんどなく、実施計画の内容について大幅な変更の必要はないと考えております。ただし、それ以外の理由により廃止となる事業や、一部目標の見直し、文言の変更などがありますので、その点について説明させていただきます。

まず、3ページの「施策④子育てのための支援体制の充実」に該当しておりました、子育て世代包括支援センター「ゆにぞん」についてです。令和6年7月より、こども・子育て応援センターの設置により、「ゆにぞん」は廃止になり、「こども家庭センター事業」として引き継がれております。事業内容としては、これまで行っていたものと概ね同じで、「母子保健機能と児童福祉機能が連携しながら、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を活かし、支援に必要な情報を共有するなど、緊密に連携して相談支援等を実施することで、妊娠・出産・子育て期にわたるまで切れ目なくサポートを行う」というものです。本市では、子育て応援課と健康づくり推進課が共同で設置していますが、「こども家庭センター」という名称が、大阪府のこども家庭センターと混同される懸念があることから、「こ

ども・子育て応援センター」という名称になっております。

5ページに移りまして、「施策⑨審議会等への女性登用の推進」です。国では、社会の指導的地位に占める女性の割合を「2020年(令和2年)までに30%」にするとした目標を「2030年までに30%」と再設定しました。本市の第3次富田林市男女共同参画計画においても、30%を目標にしておりますが、昨年度の女性の参画率は、36.4%となっております。審議会等によっては、まだまだ低いものもありますが、30%を達成した審議会等については、40%を目指すこととし、網掛け部分を追加しております。

6ページに移りまして、「施策⑭母子保健の充実」に該当しておりました、「特定不妊治療費助成事業」です。特定不妊治療を受けておられる人に、治療に要した費用のうち、大阪府等助成制度による助成金15万円を控除した額に対して、助成するものですが、令和4年4月より本治療の保険適用が開始となり、令和4年度末で大阪府等の助成制度が終了するため、本市事業も廃止する方向となっております。

また、網掛け部分、「不妊治療」を「不育症治療」に変更しております。

同じく6ページの、「施策⑯高齢者や障がい者(児)への支援」に該当しておりました、「在日外国人高齢者給付金」についてです。在日外国人などで、年金制度上の理由により国民年金法に規程する老齢年金などの支給が受けられない高齢者に対し、給付金を支給することにより在日外国人等高齢者の福祉の増進を図るというものですが、対象が「大正15年4月1日以前に生まれた者」などであることから、ここ数年、給付の実績はなく、このまま対象者がいなくなれば、事業は廃止となります。

次の、「施策⑰複雑・多様化する生活課題等に対する支援」の、網掛け部分、「海外にルーツを持つこと」を、富田林市多文化共生推進指針にあわせ、「海外につながるのがあること」に文言を変更しております。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、⁵「日常生活や社会生活を営むうえで、さまざまな困難な課題を抱えている女性に対して各関係機関と連携を図りながら支援を行います」を追加しております。日常生活や社会生活において女性は、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多くあります。困難な問題を抱える女性の福祉増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して自立した暮らしができるよう、各関係機関と連携を図りながら支援を行ってまいります。

8ページに移りまして、「⑳男女共同参画に関する情報提供の推進」の、網掛け部分、SNSを追加しております。

また、⁴の網掛け部分、「男女」平等としていたところを、「ジェンダー」平等に文言を変更しております。以降、同じく変更をしております。

9ページに移りまして、「㉔学校園におけるジェンダー平等教育の推進」の、⁹

の網掛け部分、「マタニティ・ハラスメント」についても、防止指針を策定しているため、追加しております。

10ページに移りまして、「㊸性的マイノリティについての理解促進」の、網掛け部分「地域活動」を「取り組み」に、「多目的トイレの表示」を「だれでも使えるトイレの設置」に変更しております。

また、学校においても、性的マイノリティについての理解促進教育を行っているため、[主な関連課]に「教育指導室」を追加しております。

さいごに、市の機構改革によって課の名称が変更になっている課については、適宜変更をしております。

以上、第3期実施計画(案)についての説明を終わります。

和田会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、各委員よりご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

栗田委員

私は社会教育に関わっていたことが長いので、社会教育のことが気になるのですが、例えば3ページから4ページにかけて図書館の関連の課が出てくるのですが図書館が出てくるのは、ここだけなんですよね。どういうところに出ているかという子どもが関係しているところに図書館のことが書いてあるという感じがします。図書館で扱っている図書は子どもさんだけではなく、色々な人に関係するものがあるので子どもに関係している施策の所だけに出てくるというのは、違和感があります。ということでその対案として関連の課にこだわらず関連の部署ということで考えていただければ、図書館・公民館・スポーツ振興がでてくるところは生涯学習部という部の名前で扱っていただければ図書館も取り上げられて違和感がなくなると思うのですがいかがでしょう。一つの意見です。

事務局

他の課とのバランスとか課と部が混ざっていくことが少しどうなのかというところも踏まえて、おっしゃっていただいたように図書館がなぜ子どもだけなのかというところは確かにありますので、他に該当する所があればそちらの方にも関連課ということで加えていくなどそちらの方向も含めて考えさせて頂けたらと思います。

和田会長

他に何かないでしょうか？用語の変更などよく考えてくださっていると思います。

星野副会長

令和6年度から8年度ということで第3期実施計画(案)は、もう始まっています。掲げていることは時代に合っているんですが、それを実現するにはどうしていくのかと思います。女性活躍推進であるとか文言を盛り込まれているのは時代にあわされています。ただ、女性活躍推進法は、時限立法だったものが終わって定着して、その具体が男女共同参画計画に表れていくのだと思います。6年度は、こういうふうに掲げられて、7年度・8年度どういう風にすすめられていくのかは、問われていくと思うんですね。他市さんを参考にされたり、或いは関西の中だけではなく、参考にすべきところも、あると思います。標語のようにされるところをどういう風に実現させていくのかが重要かと思いますので、お聞きしたいと思います。新たな第3期に移行していく中で、これまでと違う進め方あるいは積極的にやっていきたいところを、一つ・二つ、お尋ねしたいと思います。

事務局

標語のようにとおっしゃった通り、確かに良いことをたくさん書いている状況ではあります。これが各課でどこまで真剣に考えられているかという点、実際はあまり考えられていない可能性もございますので、私ども人権担当課から、各課に対し、繰り返し言っていくのがまず一番かと思います。職員の意識を変えることが必要だと思いますので、職員研修など、職員に男女共同参画のことについて知ってもらえるよう考えていきます。

先ほどいただいたように、フィードバックなども必要だと思いましたので、見えやすいところとか、伝わりやすそうなところから始めていければと思います。

伊東委員

私からは意見なんですが、最後の10ページの施策28二つ目の、1行目に誰でも使えるトイレの設置とありますが、これは男女、両方という意味合いでよろしいですか。男女両方という意味合いですと、ニュースなどでよく見たりするのですが、誰でも使えるトイレの設置であれば、男性の方から、性的な目で女性を見られていて誰でも使えるトイレで待ち伏せをされたりという問題もニュースで取り上げられていたので、誰でも使えるトイレの設置というのは、少し問題があるのではないかと思うのですけれども。

事務局

誰でも使えるトイレというのは、性別にかかわらず、男性も女性も、男性でも女性でもない方とかいろいろな方がいらっしゃる、本当に誰でも使っていたらいいというトイレになっています。おっしゃっていただいたようにそういうニュースも実際に確かに目にしますし、そういう考えの方もいらっしゃいます。心配をする声ももちろんあることはわかっています。犯罪が起こるトイレであってはい

けないのはもちろんのことですが、ただ今までのこの社会の中で生きにくい人たちがいる中でトイレ一つ行くのに、すごく、心がしんどくなったり、トイレに行けなくて、体を壊してしまったり、そういう人たちがいる中で、誰もがそういう思いをすることなく生きていける世の中になるようにというところで、誰でも使えるトイレの設置は必須と考えております。

鶴岡委員

私が答えるのはおかしいかもしれませんが、先ほど説明にありましたように多文化共生・人権プラザというところがこの4月に出来たのですが、そちらにも誰でも使えるトイレができました。構造的に言いますと、外からその扉一つ開けたらもうすぐトイレがあるという構造になっていまして、犯罪が起こるような、構造にはなっていないという印象を持ちました。

例えば男性、女性と分かれていて、男性の方のトイレに行くと、その一つの空間の中に幾つかの扉があってその空間に入ってしまったら、そこに誰がいるか見えないという仕組みになっている時は防犯上、疑問がありますが、多文化共生・人権プラザに出来た誰でも使えるトイレというのは、通常、人が通るすぐの所が入口の扉になっていまして、その中がもうすぐトイレになっているので開けたら人がいるかないかというのがもうそこでわかるので、その中で、犯罪が起こることはないという印象を私は持ちました。

和田会長

富田林の事情はわかりませんが、今東京の方では割とそういう感じで、男性用女性用とは別に今おっしゃっていただいたように、みんなが通る通路で一つ大きな、誰でも使えるトイレを設置しているというパターンは、一つのパターンとしてあるような気はしていますがこれは私の感覚なので、本当のところは分からないのですが。

たしか上智大学の中でそういう男性用・女性用、最後のところで両方が繋がっていて、共用のところに行き着くみたいな構造の新しいトイレを作ったという、これもちょっと不確かな記憶なのでここで言っているのかどうなのかわからないのですが、いろいろな形で工夫されているのではないかと思います。答えにはなっていないかもしれませんがご指摘いただきありがとうございます。

和田会長

それでは、次の議題に入ります。

「案件3：第4次富田林市男女共同参画計画策定に向けたアンケート(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

先ほど、案件2の冒頭でもお伝えさせていただきましたように、平成29年3月に10年計画として、現行の第3次市男女共同参画計画(ウィズプラン)を策定し、今年より、本計画の最後の実施計画である第3期実施計画がはじまります。

次の第4次市男女共同参画計画(ウィズプラン)策定までの流れとしましては、令和7年度に市民アンケートを行い、令和8年度に計画の策定作業を進めていくことを予定しております。それに伴い、令和7年度以降の本審議会については、複数回の開催を予定しております。委員の皆さまにおかれましては、ご多用とは存じますが、是非ご出席賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日は、来年度の市民アンケートの実施に向けて、アンケート(案)について、委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。

送付資料にも書かせていただきましたように、アンケートに答える方の意欲が削がれないためにも、設問が多すぎることは避けたいと思っております。

また、前回、平成27年9月に実施した結果や、場合によっては、前々回、平成23年9月に実施した分と比較したいと考えておりますので、できるだけ同様の設問にしたいと思っております。

まず、前回からの変更点について、ご説明させていただきます。
「設問4」の、網掛け部分、「高価な耐久消費財の購入等の決定」としました。支払いをする人ではなく、意思決定をする人を質問したいため、変更しています。

次に、「設問7」の、「もし、あなたが介護される立場になったら、だれにされるのが一番望ましいと思いませんか」の質問の回答で、網掛け部分、「嫁、公的サービス、施設入所」だったところを、娘の配偶者を選択肢に入れ、「娘の配偶者、息子の配偶者、公的サービス(施設入所含む)」に変更しています。

次に、「設問8」の「あなたは次の項目の法律や言葉を知っていますか」の選択肢に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を追加しています。

次に、「設問10」の、セクハラ被害について自身が被害にあった、もしくは見聞きしたことがあるかという質問の中に、近年のSNSでの被害の広がりを踏まえ、「SNS等も含む」の文言を追加しました。

次に、「設問12」の設問部分について、「配偶者等」の部分で、DV防止法の定義に沿って、「配偶者(事実婚・別居中を含む)や交際相手(生活の本拠を共にする)」と明記する形に変更しました。また、「夫」「妻」の表現を、「男性」「女性」に変更しました。

次に、「設問13」の網掛け部分、「配偶者(事実婚・別居中を含む)からの暴力をDVといいます」という表現だったものを、「設問12の①～⑩は、すべてDVに該当しますが」と前の設問を受けた表現にしています。

次に、「設問17」の、網掛け部分、「男らしさ、女らしさを否定してしまう社会」という項目でしたが、表現が否定的ですので「男らしさ、女らしさにとらわれない

社会」に変更しました。

さいごに、「設問18」及び、冒頭の黒いダイヤ部分の網掛け部分、「男女平等」という表現を「ジェンダー平等」に変更しています。

以上、基本的には前回のアンケートと設問自体は大きく変更しておりませんが、第4次男女共同参画計画の策定に直結するアンケートとなりますので、質問項目や選択肢などの設定は重要であると思っております。

何かお気づきの点や、追加・削除・変更した方がいいと思われる箇所などがあればご意見をお願いいたします。

和田会長

ありがとうございました。追加・削除・変更はありますでしょうか。

粟田委員

極めてテクニカルな事です。内容はもう前回に続いて経過を見ていかないといけないのでいいと思うのですが、答え方で最初のページの一番上のところに、“ここに○をつけてください”という所。1から5の中から一つ選ぶのであれば一つ、二つ選ぶのであれば二つという意味で明示されているのだと思います。1 ページ目は横に1から5という選択肢があって選ぶというふうになっているのですが、2 ページ目の設問5では男の子の場合どれですかという設問に対して縦に選択肢が並んでる。私はこれに最初戸惑いました。選択肢を二つ選んでそれから男女について答えるのかと思いましたがそうではなく、それぞれの選択肢があってこの縦の1から7から2つ選んでください、ということなのだと、じっくり読んで初めてわかりました。2 つのパターンがあるのに全く同じ書き方をしているので少しわかりにくいかと思います。もし変えられるのであれば、設問と書いて縦に網をかけているのは、1ページ目はそれでいいのですが、2ページ目は縦に選択肢が並んでいるので設問は上の2行だけです、という意味で、ここだけに網をかけて設問5とする。選択肢の方は網掛けから外してしまうという書き方はどうでしょうか？こうして2つの違いをアピールした方が間違わないのではと思いました。

もう一点、4 ページのところは設問12 の1から10を振り返らないと答えられないような配置になっています。このためにわざわざページをめくって①から⑩を見たうえで答えると、ページをめくる動作が入ってしまうので面倒です。幸い最後のページは真っ白で残っていて印刷枚数は取らないと思うので、設問12を次のページに送って、ページをめくらなくても答えられるような配慮にして頂きたいと思います。

和田会長

確かに設問のレイアウト、ご検討願えればと思います。

星野副会長

前の審議会でも、大分議論になったと記憶してるんですが、回答の仕方についてお聞きしたいです。すべて選んでくださいがあったり、3つ選んでくださいがあったり、これを前と比較する意味で数を合わせてるのでしょうか。例えば設問18でしたら、どのような方策が、より必要だと思いますか3つ選んでくださいとあります。設問15だったら、すべてになっています。上位3つ選んでくださいだったら、力を入れているところや要望がわかりやすい、すべて選んでくださいにしたらぼやけてしまうので、数を限定したらどうかなど、以前の審議会もかなり時間をさいてたと思います。今回の回答の仕方について、前と比較する意味で数を合わせておられるのかどうかを、教えていただきたいです。

事務局

数を合わせているのは、前回と比較をしたいという理由でもありますが、この設問を読んでいる限り、例えば設問18であれば、「男女共同参画社会を実現するために、どのような方策が必要だと思いますか」という質問に関しては、全部選んでしまうと、本当に必要なものが何かわからなくなってしまうというところで、3つで良いと思いましたが、その数の基準が3つなのか2つなのかは検討した方が良くと思います。ただ、前回と比較する際に、全く同じ条件で比較できなくなってしまう懸念はあると思います。

伊東委員

設問8、9、のところですが、「法律や言葉についてお尋ねします」となっていますが「知っている・聞いたことがある・知らない・不明」と選択肢があると思うのですが不明というのはどのような時に選択するのか気になりました。

事務局

確かに「知っている」か「知らない」か、知っているというほどではないけど「聞いたことがある」の3つに当てはまりそうです。不明というのはどれにも当てはまらないという人のために残していますが、どうでしょうか不明はもう消したほうが良いと思われますか？皆さんのご意見をお伺いできればと思います。

私も不明の選択肢は必要ないと思いました。

和田会長

前の報告書を見ると、0.3%、2.2%、多いですね。

事務局

本当にどれにもあてはまらない人が中にはいらっしゃるのかと。

和田会長

知らないと不明の区別は、前にあるから入れていると思いますが、ある方がいいでしょうか？

事務局

今現状は前にあるから入っていますが、今言っていて、不明はなくてもいいかと私は思いました。

増永委員

聞いたことがない人は不明にはいるのでしょうか。

和田会長

聞いたこともないとしたら、知らないに入るのではないですか。

例えば今ここにいらっしゃる方がこれに答えるとして、知らないものが仮にあった場合、不明と迷うかどうか質問されたら、皆さんはどちらにつけるでしょうか。

鶴岡委員

私もこの項目で知っているか・知らないかのどちらかだと思うのですが、知っている程度もいろいろあると思いますが、不明というのは一番要らないのではという感じは受けました。

和田会長

統計上、前回と比較するのに、この不明というのが今までのデータとして有意なのか。有意であるなら、残しておく必要があると思いますが、前の回答者はやっぱり知らないと不明と迷って分からないから不明につけているかと。どう決着つけたらいいですか。

事務局

そうですね。参考にお渡しさせていただいた前回の結果報告書の 23 ページ以降を見ると、不明は 2%、0.3%、多いところでは、6.9%、7.5%、8.0%。8%程度までいってしまうと、1 割近く、多いと思います。

和田会長

例えばエンパワメントは割と高めで 6.9%。これは知らないというのと、どういことを聞かれているかよくわからず不明があるから、つけたという感じを受けます。だから不明がなければ多分知らないで済むのではないかという気がします。DV を今の時代に聞いたことが無い、よくわかりませんということは多分

ないと思うので、比較的不明は少ないですね。

事務局

今の委員さんの感覚としても、不明がなくても答える側としては、どこにマルをつけたらいいか、困らないのではないかとということで、皆さん思われている感じでしょうか。

和田会長

不明がなくても困らない人は？(挙手:多い)不明があった方がいい人は？(挙手:少ない)という感じです。

事務局

確かに自分もアンケートに答えているときに、本当にどれでもない時に、わからないなどがあるとつけてしまったりしますので、その感じでつけられたのかとは思いますが、それが無い場合どこかにつけないといけないんなら、この今回の設問と選択肢の場合は、知らないにつけることができるような内容ではあると思いました。

和田会長

或いはわからないに統一してしまうか。「知っている・聞いたことがある・わからない」。多分わからないのほうが大きい概念で、知らないもわからないという概念に含まれるので、不明もわからない、そうした方が答えやすいかもしれない。

事務局

そうですね。ありがとうございます。

星野副会長

アンケート等取られる時には、同じ次元のもので、ポジティブなのかネガティブなのかでとっていったほうが絶対いいと思うんですね。ですので、この不明というカテゴリーは絶対省かれた方がいいと思います。

例えばですけど、設問 10 にいくと「受けたことがある」「見聞きしたことがある」「不明」なので、「受けたことがない」と「見聞きしたことがない」という選択肢ないんですね。それが全部、不明に集まってしまうと思います。「受けたことがある」か「ない」かという選択肢が無かったら、アンケートとしては、欠落したものになってしまうので、いろんな形式でいろんな次元を盛り込まない方が、よいです。あるのかないのか、見聞きしたことがあるのかないのか、受けたことがあるのかないのかにするべきで、不明など違う次元のものを持ってきたら、アンケ

ートとして、科学的でないって言われてしまうと思います。1 回整理していただけたらと思いました。

和田会長

そうすると例えば設問 10 だったら「受けたことがある・見聞きしたことがある」「どちらもない」ですね、選択肢としたら「不明」ではなく。

事務局

受けたこともあるし見聞きしたこともある人もいますね。

和田会長

両方ありますね。別次元ですので、自分の事か他人のことか。
そうすると設問自体、ちょっとこう…

事務局

考えなおさないといけないですね。一つ選んで下さいになっているので。

和田会長

設問 12 ですと、不明ではなくわからないという回答だったらあり得る。わかる・わかりません。自分は判断できません。ということなので。

事務局

設問を選ぶところ再検討させていただきます。ありがとうございます。

和田会長

アンケートの答え方のところはもう少し検討していただくことでお願いしたい
と思います。

森若委員

設問8、「法律や言葉についておたずねします」エンパワメントとかジェンダーとか、そういう言葉を「知っている・聞いたことはある・知らない・不明」。不明というのはたぶん知らない人ですね。

ジェンダー平等教育で男女平等という言葉でジェンダーという言葉に置き換えるというのはすごくいいことだと思いますが、ジェンダーという言葉を知らない人たちがいる場合に、例えば最終の設問 18 や、最初の「ジェンダー平等についておたずねします」となっていますが、その前にジェンダーとはなにか 1 行説明がある方がみんなに親切だと思います。

言葉を置き換えるのはいいと思います。

和田会長

ジェンダーなど知らない人もいるかもしれないと思われる言葉に関しては最初に簡単に説明を入れた方がいいかと思います。

事務局

おっしゃる通り入れさせていただきます。

和田会長

アンケートに関してはまた後日や帰り道などに読み返して思い出した方は、メール等でお知らせください。

本日の案件について審議していただきましたが最後に全体について何かご意見ありますでしょうか？

無さそうですのでこれで終了させていただきます。

皆様方のご協力によりまして本日の審議を無事すべて終了することができました。多数のご意見ありがとうございました。この後事務局から連絡事項でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

和田会長ありがとうございました。皆様ありがとうございました。

本日は貴重なご意見ありがとうございました。

令和 5 年度、事業実績、第三期実施計画につきましては、本日いただきましたご意見を踏まえ、施策推進本部に諮り、作成して参ります。

委員の皆様にも後日送付させていただく予定をしております。

また本日の議事録は公開となりますので、後日、議事録の案を送付させていただきますので、ご自身の発言内容をご確認いただきまして、訂正箇所がある場合には事務局までご連絡をお願いいたします。

すみませんお時間が過ぎてしまっていますが、先ほど確認するとお答えさせていただいた、小学校給食委員会と中学校給食委員会の女性の委員の数がなぜこれだけ違うのかというところの回答がありましたので、今この場で説明させていただいてもよろしいですか。

選出は学校給食課から小中学校の校長会や、各校のPTAに依頼しているというところで、年度によって女性の選出が多かったり少なかったりがあり、今年度は、特に偏りが生じたのではないかとのことでした。

和田会長

それでは逆に、男女関係なく選んでいるということなので、望ましい差ということですね。たまたまということですね。

事務局

たまたまということでした。逆に言えばちょっと意識していただくことで変わるものでもあると思います。女性が余りにも少ない場合に、女性の委員さんを増やすことも不可能ではないということかと思いました。

和田会長

絶対にフィフティーフィフティーにするということを無理に言う必要もないので偏らないようにということですから 4 対 6 とか、それ以上超えた場合には調整というようなことを、あらかじめお願いしておくという形でもいいかもしれないですね。

事務局

もう一点、おむつ定期便の、令和 5 年の実績の部分で、利用されていない世帯が何世帯かある部分はなぜかという質問で、担当課で把握している理由としては、令和 5 年度と 6 年度のこれまでの状況では、出生したけれど、市外の実家にいて受け取ることができないのでいりませんという場合や、すぐ転出する予定なのでもう申請しませんなど。そういう理由ということで 100%にはなっていないということでした。こちらでご報告させていただきます。お時間ありがとうございました。

今年度審議会は本日のみとなります。皆さん貴重な時間ありがとうございました。最後に、課長の方からごあいさつがあります。

事務局

最後に私の方から、皆様方には本審議会に出席いただきまして、長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。この意見を踏まえまして、計画等を進めて参りたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。